



いずみ湖公園施設の 利用申込みが始まります

マレットゴルフ場・テニスコート・カヌー・グラウンド・研修の家・キャンプ場

いずみ湖へいこうよ!! 大自然の中でスポーツやアウトドアを楽しみませんか?

●受付日時 平成29年4月4日(火) 午前9時～午前10時30分
※受付は先着順とさせていただきます。(電話での受付はいたしません)

●受付会場 下諏訪総合文化センター 2階 講習室

○上記以降の利用申込み方法

- ・平成29年4月5日(水)から担当課各係(建設水道課 都市整備係・教育こども課 子育て支援係)、住民環境課 総合窓口係およびインターネットで受け付けます。(インターネットでの予約は仮予約となりますので、7日以内に担当課各係または総合窓口係で本予約の手続きをしてください。)
- ・受付時間は土・日・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時15分までです。(電話での受付不可)
※インターネットでの仮予約は24時間受付可能ですが、予約可能期間は利用する日の7日前までとなります。それ以降の予約はインターネットでは受け付けませんので、直接各係窓口で申込みをお願いします。

【マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド】

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111 (内線245)

施設名	利用期間及び時間	使用料	
マレットゴルフ場 (現地管理棟 電話58-8560)	4月16日(日)～11月5日(日) 午前9時～午後5時	個人利用	1日1人 200円
		団体利用 (総員50人以上)	1日1人 100円
テニスコート(全天候型8面) (現地管理棟 電話58-9772)	4月16日(日)～11月5日(日) 土・日・祝日のみ開園(8月は毎日開園) 午前9時～午後6時	1面(1日)	6,000円
		1面(1時間)	800円
カヌー場(10艇) (現地管理棟 電話58-9772)	4月16日(日)～11月5日(日) 午前5時～午後7時	貸出利用(1人1時間)	200円
		持込利用(1人1時間)	100円
第1グラウンド(多目的)	4月16日(日)～11月5日(日) 午前5時～午後7時	1時間	500円
第2グラウンド(サブ)			

【研修の家・キャンプ場】

■問い合わせ 下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 電話27-1111 (内線714)

施設名	利用期間	使用料等
研修の家 (40畳2室・30畳3室)	5月1日(月)～ 10月31日(火)	使用料は、利用者の住所・年齢等により細かく区分されています。詳しくは担当係までお問い合わせください。
キャンプ場		無料 ※許可は必ず受けてください! (寝具・テント等は、利用者をご用意ください。)

※ 町内に在住または在学する高校生以下の方が研修の家を利用する場合は使用料はかかりません。

※ 日帰りの利用時間帯は、午前9時から午後4時までです。

運転免許特定任意講習会 開催のお知らせ



町では、特定任意講習会を次のとおり開催します。これから免許更新をむかえる該当者の皆さんの受講をおすすめします。

特定任意講習とは、道路交通法により義務付けられた運転免許証更新時の4区分講習（優良運転者講習、準優良運転者講習、通常更新者講習、初回更新者講習）が免除される講習会のことです。この講習を受講された方は、警察署で更新手続きができます。

- ◇日程 平成29年3月9日（木）午後6時受付
午後6時30分から午後8時30分まで
- ◇場所 下諏訪総合文化センター 小ホール
- ◇対象 平成29年9月6日（水）までに更新手続きをする方。

※ただし、70歳以上の方は高齢者講習が義務付けられているため受講できません。

◇受講料 1,500円（県の収入証紙購入代金）

■問い合わせ 諏訪交通安全協会
電話52-3050

平成29年下諏訪町特定農地（町民菜園） 利用抽選会のお知らせ

町では、菜園利用者が野菜や花等を栽培して、自然とふれあうとともに、農業に対する理解を深めていただくことを目的に特定農地（町民菜園）の貸付を行っており、平成29年特定農地利用者を下記のとおり一般公募します。

- ◇抽選日時 平成29年3月2日（木）
午前9時30分～
- ◇会場 下諏訪総合文化センター 小ホール
- ◇募集菜園 約30～40区画
（契約等により変動の可能性有）

◇利用料 目安1,000円～2,840円
（年間）面積等により異なります。

◇持ち物 印鑑・利用料

※整理券を当日、午前9時から、
下諏訪総合文化センター小ホール入口にて配布します。

※詳しい内容については、町ホームページにも記載していますのでご確認ください。

■問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 農林係
電話27-1111（内線275）



小規模工事等受注希望者の登録申請について

町が発注する小規模な工事や修繕等の受注希望者を登録し、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とした「小規模工事等受注希望者登録制度」の登録申請を受け付けます。登録を希望される方は、次の事項に留意のうえ申請してください。

現在登録されている方の有効期間は、平成29年3月末までです。4月以降の登録を希望する場合は、改めて申請してください。

なお、平成28年4月から本制度の対象となる工事を30万円未満から50万円未満へ引き上げています。

- ◇対象となる工事 1件50万円未満の軽易な工事や修繕等
- ◇登録できる方 次の要件を満たせば、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。
 - 下諏訪町内に主たる事業所又は住所を有する方
 - 町税を滞納していない方
 - 入札参加資格者名簿に登録されていない方
 - 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する方
- ◇登録に必要なもの
 - 小規模工事等受注希望者登録申請書
（町ホームページからダウンロード可、総務課財政係でも配布）
 - 法人にあっては登記事項証明書
 - 資格、免許等が必要な業種を希望する方は、その資格者証や免許証等の写し
 - 町税の納税証明書（すべての税目を完納したものに限り、税務課で交付）

◇申請の受付 平成29年3月1日（水）から随時

◇登録の有効期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間）
ただし、平成29年4月1日以降に申請（登録）された方は、名簿登載日から

◇注意事項 本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。

■受付・問い合わせ 下諏訪町 総務課 財政係 電話27-1111（内線266）

